

〈建設リサイクル法に係る提出書類について〉

① 建設リサイクル法対象工事

1. 建設リサイクル法対象工事については、落札後に次の A 及び B の書面を、工事監督員（担当者）に提出し、内容の確認を受けてください。

A・・・「建設リサイクル法第 12 条第 1 項の書面」～工事監督員への事前説明用

「説明書」、「分別解体等の計画等」各 1 通

※「分別解体等の計画等」は、次の 3 つの様式（A 4）がありますので、いずれか該当する様式を提出してください。

- | | | |
|---|------|-------------------------------|
| { | 別表 1 | 建築物に係る解体工事 |
| | 別表 2 | 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替等） |
| | 別表 3 | 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等） |

B・・・「建設リサイクル法第 13 条第 1 項及び省令第 4 条に基づく書面」～契約書添付用

※ 次の 3 つの様式（A 4）がありますので、いずれか該当する様式を提出してください。

- | | | |
|---|------|-------------------------------|
| { | 別紙 1 | 建築物に係る解体工事 |
| | 別紙 2 | 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替等） |
| | 別紙 3 | 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等） |

※建設リサイクル法～「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

ただし、対象工事であるが分別解体等がない場合は、A 及び B の書面の余白部分に「**該当なし**」と記載してください。

2. 工事監督員が書面の内容を確認、了承した後、
A の書面については工事監督員が預かり、
B の書面については貴社にお返ししますので、契約書に添付し提出してください。
3. 契約書は、①建設工事請負契約書、②B の書面、③仲裁合意書の順に袋とじしてください。
4. A 及び B の書面を工事監督員に提出し、監督員の下承を得た後でなければ契約書の作成ができませんので、落札決定後、速やかに工事監督員（担当者）と協議ができるよう日程調整をお願いします。

※リサイクル法対象工事となるもの

- ①建築物に係る解体工事～床面積の合計が 80 m²以上
- ②建築物に係る新築又は増築の工事～床面積（増築は当該部分）の合計が 500 m²以上
- ③建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの～請負代金の額が 1 億円以上
- ④建築物以外のもの（土木工事等）に係る解体工事又は新築工事等～請負代金が 500 万円以上
（詳細は、法施行令第 2 条第 1 項を参照してください。）

② 建設リサイクル法対象外工事

1. 建設リサイクル法対象工事ではない場合は、B の書面の余白部分に「**非該当**」と記載し、契約書に添付してください。（A の書面は提出不要です。）